

## 登 園 届

\_\_\_\_\_  
保育園長 様

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

病 名

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診)において、

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より集団生活に支障がないと判断されましたので、登園いたします。

## 【 登園届が必要な感染症 】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過したもの
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること * 無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
麻疹 (はしか)	発症前 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過するまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）ができるまで	すべての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後程度	発疹が消失したもの
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過したもの
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌薬による 5 日間の治療が終了したもの
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血・目やに等の症状が出現している間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失していること
腸管出血性 大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111 等)		症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がいいこと

溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療開始する前と開始後数日間	解熱し、激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	皮疹出現前の 1 週間	全身状態がいいこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)していること
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態がいいこと
流行性嘔吐下痢症 ウイルス胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
※下痢	下痢の症状がある間 ★下痢が続くとウイルス性胃腸炎が疑われます	24 時間以内に 2 回以上の水様便がなく、また食事・水分を取っても下痢がないとき

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

※この用紙は、すべて保護者が記入し、提出していただくものです。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できますよう、ご協力をお願いします。  
※登園した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、再度お休みをしていただくか、または診断書の提出を求められる場合がございます。

## 出席停止期間について

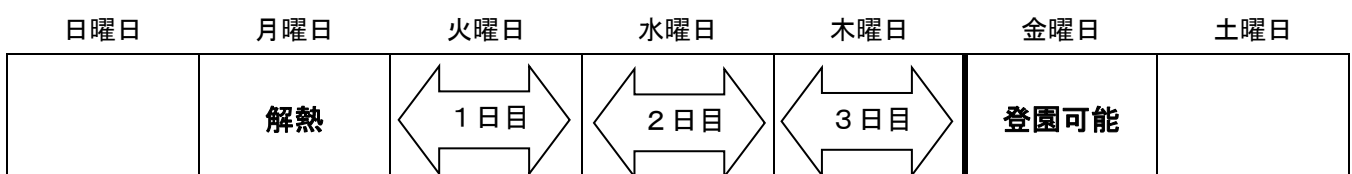
### インフルエンザ

#### <参考:出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。

「解熱した後 3 日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日(1 日目)、水曜日(2 日目)および木曜日(3 日目)の 3 日間を休み、金曜日から登園可能ということになります。

図1 「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方

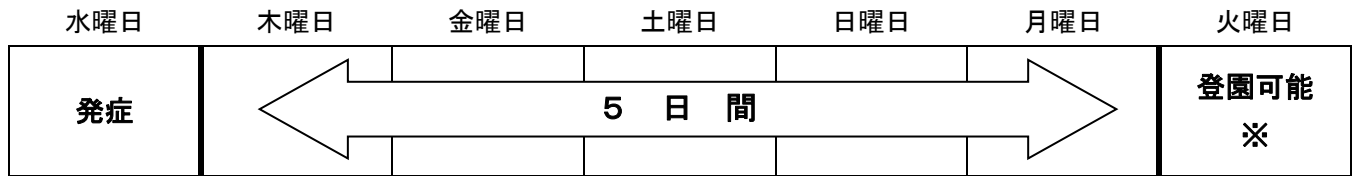


また、インフルエンザにおいて「発症した後 5 日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、その翌日から 1 日目と数えます(図2)。

「発熱」がないにもかかわらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



発熱等が出現

※ただし、解熱後3日を経過している必要があります。

### 新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より